

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

- (1) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準の制定について（案）
- (2) 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱の制定について（案）
- (3) 静岡市一般廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準の制定について（案）
- (4) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針の制定について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和5年9月11日（月）から令和5年10月11日（水）まで

3 定めた規則等の題名

- (1) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準
- (2) 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱
- (3) 静岡市一般廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準
- (4) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針

4 規則等の公布等年月日

令和5年11月1日

5 規則等の案と定めた規則等の差異

- (1) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準の制定について

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
1	「(2) 用語の定義」中「再生利用」の定義を「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第6項に規定する再生利用」としていた。	「再生利用」の定義を「循環資源（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第3項に規定する循環資源をいう。）の全部又は一部を原材料として利用すること（燃料を製造するための原材料として利用する場合を含む。）」に修正した。	案の定義では、「燃料を製造するための原材料として利用する場合」の取扱が明確でないため

(2) 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱の制定について

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理 由
1	「別表第2 一般廃棄物処理施設等の構造に関する基準」中「中間処理施設」の基準として「個別基準」を定めていた。	「個別基準」を削除し、「法、省令その他の関係法令に定める構造に関する基準…を遵守するものとする。」と記載した。	案の「個別基準」として定められていた内容は、関係法令に基づく所要の基準であるため。

(3) 静岡市一般廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準の制定について
規則等の案と定めた規則等に差異はありません。

(4) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針の制定について

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理 由
1	「(2) 用語の定義」中「指導要綱」の定義を「静岡市一般廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」としていた。	「指導要綱」の定義を「静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱」に修正した。	記載誤りのため
2	「(7) 一般廃棄物処理施設の設置の許可（法第8条第1項）等の申請等に当たっての指導指針」中エ（イ）の書面を「様式第14号」と記載していた。	「様式第16号」に修正した。	記載誤りのため
3	「(7) 一般廃棄物処理施設の設置の許可（法第8条第1項）等の申請等に当たっての指導指針」中エの添付書類として「その他市長が特に必要があると認める書類」の記載がなかった。	添付書類として「その他市長が特に必要があると認める書類」を追加した。	事案によっては、記載の添付書類以外の書類の提出を求める場合があり得るため

4	<p>「(8) 一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る軽微な変更等(廃止)の届出(法第9条第3項)に当たっての指導指針」中添付書類として「その他市長が特に必要があると認める書類」の記載がなかった。</p>	<p>添付書類として「その他市長が特に必要があると認める書類」を追加した。</p>	<p>事案によっては、記載の添付書類以外の書類の提出を求める場合があり得るため</p>
5	<p>様式第17号中「10 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」と記載していた。</p>	<p>「10 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱」に修正した。</p>	<p>記載誤りのため</p>
6	<p>様式第18号中「7 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」と記載していた。</p>	<p>「7 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱」に修正した。</p>	<p>記載誤りのため</p>
7	<p>様式第18号の「6 維持管理の概要」の表中「pH」に下線が引かれていた。</p>	<p>下線を削除した。</p>	<p>記載誤りのため</p>